

山形県地域公共交通活性化協議会関係規定の改正について

1 趣旨

協議会が行っている国庫補助事業（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を中心とした現状の手続きを整理するため、関係規定（地域別部会設置要領、協議会事務処理要領）の改正を行う。

2 改正内容

（1）地域別部会設置要領の協議事項の整理

○ 道路運送法に関する協議

現行の協議事項は、地域内における道路運送法や旧国庫補助事業に係る項目であるが、現状の協議状況や後述する国庫補助事業の手続きの追加に伴い、道路運送法の手続きとして項目を整理するもの。

○ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関する協議

国庫補助事業である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の地域内フィーダー系統に関する手続きは、令和3年度より協議会で行っている。特に、地域別部会では国庫補助事業を行う際の計画の変更協議等を行っていることから、協議事項として明文化する。

○ 地域公共交通の現状把握及びあり方

地域公共交通計画を強力に推進するため、地域公共交通の現状や課題を一早く把握し、必要に応じて地域内での共有・協議を行う本来の地域別部会のあり方を再認識するものとして整理する。

※県では令和5年度当初予算として地域別部会開催経費（報償費、費用弁償、使用貸借）を予算要求している。積極的に活用いただきたい。

（2）山形県地域公共交通活性化協議会事務処理要領の手続きの整理

現行の事務処理要領は、道路運送法の手続きのほか、旧国庫補助事業（バス運行対策費）に関する規定であるため、現行の手続きに合わせ、道路運送法に関する手続きを集約するとともに、旧国庫補助事業関係規定を削除し現国庫補助事業に係る手続きの内容に置き換える。

3 施行日

令和5年1月27日（第3回協議会議事承認を以って改正）